（さいたま地方検察庁検事）同　亦野　誠二
青森地方検察庁検事に配置換する
（京都地方検察庁検事）同　伊藤　拓真
青森地方検察庁検事に配置換する
青森地方検察庁八戸支部勤務を命ずる
（横浜地方検察庁検事）同　守谷　洋輔
（さいたま地方検察庁検事）同　新福　宏
（千葉地方検察庁検事）同　小西　智志
札幌地方検察庁検事に配置換する（各通）
（さいたま地方検察庁検事）同　小沼　智
旭川地方検察庁検事に配置換する
（同）同　飯塚　晴久
（京都地方検察庁検事）同　若井真理子
高松地方検察庁検事に配置換する（各通）
（東京地方検察庁立川支部検事）
同　緒方　広樹
徳島地方検察庁検事に配置換する
（大阪地方検察庁検事）同　横井　忠朗
高知地方検察庁検事に配置換する（以上三月二十五日）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する
直江　弘昭
従五位に叙する（各通）
金子登美男　鶴崎　義男
従五位に叙する（各通）
上野　昇　勝木　茂雄
三村水戸夫　吉村　詳造
正六位に叙する（各通）
池田　章　井上平加壽
平　年次　八重樫良一
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
近藤　勝彦　鈴木　修
従七位に叙する（各通）（以上二月二十二日）
駒澤　孝雄　藤井　格
従五位に叙する（各通）
阿部　義美　石川　勝巳
正六位に叙する（各通）
浅野　幸雄　植木　増行
黒川　淵　小磯　達男
野崎　照夫　林　紀夫
従六位に叙する（各通）
大越　久顯　幸田　茂之
寺井　輝男　濱本　榮
正七位に叙する（各通）
齋藤　久男
従七位に叙する（以上二月二十三日）
栗原　冨義　松枝　秀文
従五位に叙する（各通）
小川　鉄次　高田　忠良
正六位に叙する（各通）
岩村　共繁　木村　博
中島　忠　仲野　久雄
山本　貞吉　山本　奐
従六位に叙する（各通）
明石　壽男　杉本今朝雄
柳　稔　結城　亀吉
正七位に叙する（各通）（以上二月二十四日）
鈴木　清子
正四位に叙する
石郷岡　晃　石本喜久男
鈴木　庸夫　山邉　彦一
正六位に叙する（各通）
柴田　重夫　鈴木　末夫
藤井　英俊　森　功
従六位に叙する（各通）
井上　重男　植中　皓申
出口彌須正　徳永　忠嘉
箱山　和平　森川　佐吉
正七位に叙する（各通）（以上二月二十五日）
佐々木茂男
従六位に叙する
中條喜久松　継田　昭
正七位に叙する（各通）（以上二月二十六日）
首藤　榮一
従五位に叙する
武藤　隆一
正六位に叙する（以上二月二十七日）
橋倉　忠一
従四位に叙する（二月二十八日）
長田　信
正五位に叙する（三月二日）

○叙勲

南波　純厚　森下　修二
旭日単光章を授ける（各通）（二月二十二日）
旭日双光章を授ける
内田　泰弘　武田　竹男
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十三日）
中島　忠
旭日双光章を授ける
沼倉　哲郎
旭日単光章を授ける（以上二月二十四日）
直江　弘昭
瑞宝中綬章を授ける
松井　周三
瑞宝小綬章を授ける
勝木　茂雄　西内　茂
平　年次　八重樫良一
瑞宝双光章を授ける（各通）
嘉数　勝男　近藤　勝彦
鈴木　修　藤井　秀美
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十二日）
藤井　格
瑞宝小綬章を授ける
小磯　達男　幸田　茂之
駒澤　孝雄　濱本　榮
森山　勝一　林　紀夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
齋藤　久男
瑞宝単光章を授ける（以上二月二十三日）
明石　壽男　小川　鉄次　坂元　一美
高田　忠良　古澤　博記　山本　奐
瑞宝双光章を授ける（各通）
木村　博　小林　敏也
出口　義夫　日置　時男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十四日）
石郷岡　晃　石本喜久男　小山　正義
鈴木　庸夫　藤井　英俊　山邉　彦一
瑞宝双光章を授ける（各通）
徳永　忠嘉　濱坂　耐
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十五日）
武藤　隆一
瑞宝双光章を授ける（二月二十七日）
藤井　秀人
瑞宝双光章を授ける（二月二十八日）
長田　信
瑞宝小綬章を授ける（三月二日）
植木　増行

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、京都府において開催された第十四回国際内分泌学会議オープニングセレモニーに御臨席、併せて地方事情を御視察のため、三月二十五日午前十時十二分御出門、同府へ行幸啓、同月二十八日午後二時五十七分還幸啓になった。

行啓

皇后陛下は、三月二十九日午前九時四十四分御出門、「第二十三回旭出学園工芸展」を御覧のため、日本橋三越本店（中央区）へ行啓、同十時二十五分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募

防衛省は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第24条第1項において準用する法第6条第1項の規定により、平成22年度において人事交流を希望する民間企業を次のとおり公募します。

平成22年3月31日　防衛大臣　北澤　俊美

1　応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社及び法第2条第2項第5号の規定に基づき防衛大臣が指定する法人

2　応募手続

(1)　交流派遣（防衛省から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流派遣を希望する防衛省の職員の年齢及び必要な経験

②　交流派遣を希望する防衛省の職員の当該民間企業における地位及び業務内容

③　労働契約の期間

④　交流派遣による受入れを希望する防衛省の職員の当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件